

神奈川県保育対策協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 県は保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第14条第4項の規定に基づき、神奈川県保育対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 受け皿確保の促進に関すること
- (2) 多様な就労形態に応じた保育に関すること
- (3) 保育人材の確保及び資質の向上に関すること
- (4) 保育に関する情報の共有・調整等に関すること
- (5) その他保育行政の推進に関すること

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 構成員は、座長及び委員で構成する。
 - (2) 座長は、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長をもって充てる。
 - (3) 委員は、本協議会に参加希望の県内市町村保育所所管課長をもって充てる。
- 2 座長は、必要があるときは、特定の事項について関係する委員から意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、必要があるときは、専門的事項に関し識見を有する者、関係する県職員、その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課に置く。

(部会)

第5条 協議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査協議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから座長が指名する。
- 4 部会長は、部務を掌理する。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、各構成員協議の上、これを定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。